

太陽グラントソントン Advisory Insights

フォレンジック&サイバー

今回のテーマ: 不正調査のアプローチ方法と調査手続 前編

はじめに

不正調査では、一般的に2つの観点で調査を行います。1つは、既にリスクが顕在化している事案(本件事案)の実態を解明する本件調査、もう1つは本件事案に類似する不正(類似案件)の有無を把握する類似案件調査です。これから4回にわたり本件調査を中心とした不正調査のアプローチ方法と調査手続、及び類似案件調査の進め方を解説します。

不正調査のアプローチ方法(仮説検証アプローチ)

不正調査は仮説検証アプローチの手法で進めます。これは、不正の実態解明のために必要な「情報の収集」、収集した「情報の分析」を行い不正の手口に対する「仮説の構築」、及び構築した「仮説の検証」を実施するというサイクルを繰り返すことで実態を解明するものです。仮説を検証して検証前の仮説の何が正しく、何が正しくなかったのかを判断し、正しくなかった点を想定し直し、更に情報収集と分析を繰り返しながら不正の実態を模索していきます。

具体的な不正リスクが認識されていないゼロベースの調査を別にすれば、調査に着手する段階で内部 告発や、内部監査等によって不正の種類や手口について一定程度の仮説が見えています。すなわち、そ の仮説の不足部分を補うために必要な「情報の収集」が出発点になります。

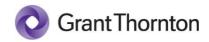
一定の方向性に沿って調査を行うことで効率的に実態を解明し、速やかにその後の不正対応に繋げます。言い換えると、通常の不正調査は特定の不正行為の実態解明を目的としており、あらゆる不正の発見を目的とはしていません。これは、今後の回で詳しく述べますが、類似案件調査でも同様です。

仮説の構築

「情報の収集」、及び「情報の分析」を説明する前に、それらの目的である「仮説の構築」がどのようなものかについてまず解説します。「仮説の構築」は文字通り当該不正の原因及び内容について仮定を設定するものです。これらを実態解明することが不正調査のゴールでもあります。具体的には以下の8つの項目(八何)を仮定します。

- ① 誰が Who
- ② 誰とともに(共謀者、不正関係者) With who
- ③ なぜ(動機・プレッシャー、目的) Why
- ④ いつ(不正実施期間、日時) When
- ⑤ どこで (場所) Where
- ⑥ 誰に対して(被害者) To whom
- ⑦ どんな方法で(手段、手口) How
- ⑧ 何をしたか(結果) What

既に仮定していることを各項目に当てはめるとともに、ワーストケースを想定しながら事案の全体的な可能性を探ります。例えば、社内外に共謀者がいるのではないか、資産横領だけでなく簿外債務を作ってないか、ほかの拠点で同様の不正が起きていないか等です。仮説は1つとは限らず、複数の可能性を検討しながら調査を進めることもあります。



仮説を網羅的・体系的に展開していくためには、不正の種類や手口、また不正を可能にする内部統制の不備・無効化の方法等、不正に関する広範な知識が求められます。また、「自分ならどうやって不正を行うか」、「どうやって不正を隠すか」を思考することも有用です。その際、会社の事業、業務プロセス、内部統制等を理解したうえで実施することで、より現実的な仮説を構築できます。

情報の収集・分析

仮説の不足部分を補うために必要な情報を収集し、分析します。構築すべき仮説の項目からもわかる通り、必要な情報の範囲は更に多岐に渡ります。単に不正取引に関する情報だけでなく、会社の属する業界の特徴、経営環境、グループ構造、ガバナンス、内部統制、ITシステム、業務プロセス等の全般的な情報は勿論、調査対象となる従業員や取引先の経歴やバックグラウンド情報等も必要です。

ワーストケースを想定した早期の情報の確保も重要です。不正の実行者による証拠の改ざん・隠ぺい 等の実施を考慮し、そうしたリスクのある情報は早い段階で幅広に保全する必要があります。

また、情報の適格性も重要です。不正調査は調査対象者の有罪・無罪を判断するものではありませんが、多くの場合、不正調査の先には法的措置が想定されます。その際、根拠となった情報の適格性が損なわれていると証拠能力に影響を与える可能性があります。したがって、情報は適法に入手し、その情報の入手経路と入手後の管理方法を明確にしておくことが必要です。

例えば、機器の回収や電子データの取得過程で、シャットダウンに伴う一時ファイルの喪失や、ファイルへのアクセスによるタイムスタンプの上書きなどによって、意図しないデータの破壊や改変が生じ、本来入手できるはずの証拠を喪失してしまう可能性があります。仮に調査対象のデータに変更が生じなかったとしても、電子データの取得・保管等に関して証拠保全の手続が不完全であるために、電子データに基づく証拠の信頼性に争いが生じる可能性もあります。電子記録を取り扱うデジタルフォレンジックの手続で専門家の知見が必要となる理由の1つがここにあります。

お見逃しなく!

不正の実態を一刻も早く解明するために不正調査は仮説検証アプローチの手法で行われます。言い換えると、偶然の発見を除けば見つけようとした不正以外は発見されません。したがって、仮説構築の段階で事案を矮小化して捉えてしまうと、その後いくら掘り下げても真実にたどり着くことは難しくなります。

次稿では、収集した情報に基づいて構築した仮説を検証するための具体的な手続きについて解説します。

以上